

令和5年度大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針

令和5年4月25日5こ保発第10468号 こども家庭部長決定

1 基本方針

少子化が一層進展する中、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の構築のため、令和5年4月1日にこども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法が施行された。また、3年超の長きにわたる新型コロナウイルス感染症は、同年5月8日に感染症法上の位置づけが5類相当に変わることから、保育所運営への制約も徐々に緩和される見通しである。

一方で、保育施設等での送迎バスへの子どもの置き去り事案及び不適切な保育、並びに不適正な職員配置に伴う運営費受給などの事案が繰り返し発生している。

こうした状況から保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。

以上のことを踏まえ、子どもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法、大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、社会福祉法などの法令等並びにこれらに基づく指導検査基準（以下「関係法令・基準等」という。）に照らし、子どもの最善の利益が保障されるよう、保育施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。

また、各施設への指導検査にあたっては、別に実施する保育士等による巡回指導・訪問等も合わせ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査及び確認指導の重点項目

(1) 一般指導検査

① 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か
- (ウ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 災害対策、安全確保

- (ア) 消防計画に基づく避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか
- (イ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか
- (ウ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか
- (エ) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか

ウ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか
- (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか

② 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等が作成されているか。
- (ウ) 保育の記録・自己評価に基づき、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- (エ) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (イ) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (ウ) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (エ) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
- (オ) 上記(ア)～(エ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (カ) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

③ 会計関係

ア 「経理等通知」等が遵守されているか

- (ア) 支出内容は適正か
- (イ) 弾力運用は要件を満たしているか
- (ウ) 本部運営経費の各施設への案分が要件を満たしているか

イ 計算書類・会計帳簿は適正に作成されているか

- (ア) 保育所ごとに区分し作成されているか
- (イ) 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか

ウ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱が遵守されているか

- (ア) 賃金改善計画書等の必要な内容が職員に周知されているか
- (イ) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか
- (ウ) 賃金の改善が行われているか

(2) 確認指導

① 運営管理

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- エ 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- オ 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

② 保育内容

- ア 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
 - (イ) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
 - (ウ) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
 - (エ) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
 - (オ) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。
 - (カ) 保育の記録・自己評価に基づき、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
 - (キ) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。
- イ 安全対策の徹底及び事故発生時の対応
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
 - (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - (ウ) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
 - (エ) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
 - (オ) 上記(ア)～(エ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (カ) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

3 特別指導検査及び確認監査の重点項目

- (1) 運営関係
関係法令等が遵守されているか
- (2) 保育内容関係
保育内容は、利用子どもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか
- (3) 会計関係
関係法令等が遵守されているか

4 指導形態等

- (1) 集団指導

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習会を開催する方法のほか、講習会の内容をオンラインで配信する等の方法により実施する。

(2) 実地指導

区が施設種別ごとに日程を定め、原則として施設等に赴き、資料の確認や施設等に対して質問等を行い、必要と認める場合、関係法令・基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(3) 運営状況報告

区が施設等に対して、必要と認める場合、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

5 実施計画

(1) 集団指導

① 指導検査講習会

ア 実施方法

日程を定め、施設等の設置者等を一定の場所に集めて実施する方法のほか、事前に収録した講習内容をオンラインで配信して施設等の設置者等に視聴させる方法などで実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、その日時及び場所（集合形式の場合）、アクセス方法（オンライン配信の場合）、その他必要な事項を通知する。

エ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

(2) 実地指導

① 一般指導検査及び確認指導

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

一般指導検査の検査員は、原則として2人以上とし、確認指導の検査員は原則として2人以上とする。また、施設の状態により専門職員を加えて実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査又は確認指導を実施する旨、その日時、場所、その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査又は確認指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

② 特別指導検査及び確認監査

ア 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

対象施設及び日程は適宜決定する。

③ 実地指導における対象施設の選定方法

ア 選定の対象

令和5年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定の方法

- (ア) 東京都における指導検査の対象となっている施設
- (イ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）又は東京都の指導検査や立入調査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ) 新規に開設された施設
- (オ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（認可保育所、認証保育所）
- (キ) 区立保育園から新たに民営化された施設（認可保育所）
- (ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。）
- (ケ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(3) 運営状況報告

① 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

② 実施単位

施設を単位として実施する。

6 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携

- ① 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- ② 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。